

公示第66号

## 公示

### タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第18条の2の規定に基づき、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受けさせる旨の命令（以下「講習の受講命令」という。）を行うときは、この基準によることとする。

平成28年8月22日

内閣府沖縄総合事務局長  
能登 靖

#### 1. 講習の受講命令の発動基準

- (1) タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の「その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるもの」とは、雇用する登録運転者の「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（平成26年1月27日付け沖縄総合事務局公示第10号）により付された違反点数の累計が7点以上となった場合（本基準による受講命令の発動に係る登録運転者が、受講命令の発動を受けた日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合を除く。）をいう。
- (2) 講習の受講命令は、(1)に該当した場合に行うものとする。

#### 2. 講習の受講命令及び講習の実施方法

- (1) 講習の受講命令は、1.(1)に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者を沖縄総合事務局に呼び出し、受けさせるべき講習及び当該講習の実施機関を示して行うものとする。
- (2) 講習の受講期限は、命令の日から3月以内とする。
- (3) 沖縄総合事務局長は、1.(1)に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者に、2.(2)の期間内に講習の受講命令の実施状況（運転者の退職等により講習を受講させることができない場合を含む。）を報告させることとし、当該報告が行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

#### 附 則

1. この基準は、平成28年8月22日から施行する。